

合併公告
平成十七年二月十六日開催の甲及び乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月九日開催の甲及び乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月九日付合併契約書により、当社はセコムエイチジーエス株式会社（本店所在地東京都渋谷区神宮前一丁目五番一号）と合併して同社の権利義務一切を承継することといたしました。ついで、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月三日付合併契約書により、当社は株式会社システム技研（本店所在地愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二番二二三号）と合併して同社の権利義務一切を承継することといたしました。ついで、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月三日付合併契約書により、当社は株式会社システム技研（本店所在地愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二番二二三号）と合併して同社の権利義務一切を承継することといたしました。ついで、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
当社は、平成十七年二月九日開催の取締役会において、関係官庁の認可等を条件に、平成十七年七月一日を合併期日として、子会社の株式会社損害保険ジャパン・フィナンシャルギャランティー（本店所在地東京都千代田区大手町一丁目五番四号）と合併することを決議し、平成十七年二月九日に合併契約書を締結いたしました。つきましては、当社が当該子会社の権利義務一切を継承し、当該子会社は解散することになりますので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成十七年三月十七日までにお申し出ください。

合併公告
平成十七年二月八日開催の臨時社員総会において、左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務一切を承継して存続し乙及び丙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月八日開催の甲及び乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月八日開催の甲及び乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月八日開催の甲及び乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。
掲載紙 神奈川新聞
掲載の日付 平成十七年二月七日
掲載頁 二二三頁
平成十七年二月十七日
神奈川県横浜市神奈川区栄町七番地一
シンポー情報システム株式会社
代表取締役 森 忠義

合併公告
平成十七年二月十六日開催の甲の定時株主総会および乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月十六日開催の甲及び乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月八日開催の甲及び乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月八日開催の甲及び乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成十七年二月十七日
名古屋市区名駅二丁目九番一四号
(甲) 株式会社シテイツアーズ
代表取締役 日比 幹
名古屋市区名駅二丁目九番一四号
(乙) 幸生観光株式会社
代表取締役 日比 幹

合併公告
平成十七年一月二十七日開催の甲及び乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月十日付合併契約書により、当社は滋賀フィルム株式会社（本店所在地 滋賀県守山市森川原町163番地）と合併して同社の権利義務一切を承継することといたしました。つきましては、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月十日付合併契約書により、当社は滋賀フィルム株式会社（本店所在地 滋賀県守山市森川原町163番地）と合併して同社の権利義務一切を承継することといたしました。つきましては、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告
平成十七年二月十日付合併契約書により、当社は滋賀フィルム株式会社（本店所在地 滋賀県守山市森川原町163番地）と合併して同社の権利義務一切を承継することといたしました。つきましては、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。